

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資）</p> <p>第十七条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。</p> <p>一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号及び次号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>二 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>イ 前号に掲げる農産物</p> <p>ロ 植物（植物から収穫される農産物を含む。以下このロにおいて同じ。）であつて、その生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる</p>	<p>（名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資）</p> <p>第十七条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。</p> <p>一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>（新設）</p>

場合として農林水産大臣が定める場合においては、農林水産大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育したもの（イに掲げるものを除き、農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

(1) イ又はロに掲げるもの

(2) 専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

三 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食品（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

二 専ら前号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食品（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）